

地震で高浜3・4号が重大事故に陥ったとき、
同時にクレーンが倒壊すればどうなる？

- クレーン倒壊時の状況は別紙1の4ページの図が概略を表している。
- クレーン倒壊問題では、原子力規制委員会は3月1日の会議で「高浜発電所構内におけるクレーンジブ倒壊に係る関西電力からの報告に対する評価及び今後の対応について」を検討了承したがその後この議題はない。
⇒3月1日付の規制庁報告が規制委員会見解となる。そこでは2月17日付関電報告の、特に添付資料24を取り上げて評価している。
★2月17日付関電報告に地震は入っていない。もっぱら風に関してである。
(大飯3・4の審査書パブコメへの回答でクレーン問題に触れているが、地震は含まれていない(5月25日議員レクで確認))。
- 関電は5月11日京都府地域協議会幹事会に、(南丹市からの質問を受けて)以下の説明をしているが、規制庁はそのような報告は受けていないと明言(5月25日議員レク)。

なお、総点検においては、地震時の転倒評価も下記のとおり実施している。

[クレーンの地震発生時の転倒耐力と原子力施設への影響]

○大型クレーンは、待機姿勢の場合では震度6弱程度でも転倒しないことを計算で確認済。

○なお、東日本大震災並みの大地震では、クレーン等が転倒、破損するリスクがある。この場合でも、原子力の安全機能は2つ以上の設備や機能を備えており、クレーン等の転倒、破損によって全ての安全機能が失われることのないよう、クレーン等の配置・使用を配慮している。

- クレーンが倒れ掛かったのは高浜2号の建屋だが、高浜3・4号の可搬型重大事故対処設備がクレーン倒壊の範囲内に配置されている。
――別紙1(2月17日付関電報告書・添付資料24)の最初の図参照。
★地震で高浜3・4が重大事故になったとき、同時にクレーンが倒壊すればどうなるかが問題。
(別に、高浜1・2号の使用済燃料ピットの問題もあるが(別紙1の3頁目)、今回は触れない)。
- その内容は別紙1の2ページ目の表に表されている。
 - その表では、原因はともかく重大事故が起こったときに、何らかの原因(おそらく風を想定)でクレーンの倒壊が重なったときの状況を示している。
 - その問題点は表の下の「引用者メモ」で注記している。①、②等は表内の一番左に付けた番号。

(a) 引用者メモ d に書かれた番号の項目では、これから対処し、その結果を今後の保安検査で確認するもの（5月25日議員レクで確認）。たとえば①のタンクローリーでは、「あらかじめ代替設備を確保する」、④の危険物貯蔵庫では、「発電所内にガソリンを供給できるような調達手段を確立しておく」となっている。しかし、現在実際に確保・確立したかどうかは不明。つまり、現在高浜4号機がすでに動いているのに、安全性は確認されていない。



危険物貯蔵庫

(b) 電源車③（引用者メモ c）は4台が同時に壊れることはないと仮定し、新たな設備の準備はしない。しかし、クレーンの倒壊なしでも電源車は4台必要だと判断したのではないのか（後の法規参照）。

6. 設置許可基準規則 43 条 3 項 5 号（または、技術基準規則 54 条 3 項 5 号）が「可搬型重大事故対処設備」に要求するもの。

地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること」（下線は引用者）

この要求に対し関電は次のように記述している（2014.3.13。資料 1-3。「高浜 3 号炉及び 4 号炉重大事故等対処設備の技術基準適合方針」II-18 頁）。

地震に対しては、被害要因として、周辺構造物の倒壊、周辺タンクの損壊、周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不当沈下、地盤支持力の不足及び地下構造物の損壊の各項目を想定し、これらの地震被害で機能を失うおそれがない場所を選定するとともに、当該配備場所の複数個所に分散配置する。」（下線は引用者）

★すなわち、規則 43 条 3 項 5 号の要求を受けて、「地震被害で機能を失うおそれがない場所を選定する」と表明している。規則の要求がそのような内容であることを認めている。ところが現在のクレーンがあるという条件の下では、いま現に重大事故等対処設備のある場所はこの要求を満たしていない。電源車 4 台のうち 1 台でも壊れてはいけな。つまり現状は、規則 43 条 3 項 5 号に違反している。

★関電は、クレーン倒壊という状況を考慮して、上記のようなさまざまな対処を新たにとろうとしている。これは事実上、規則 43 条 3 項 5 号への適合を考慮したからとも考えられる。しかし、その対処は、まだ保安検査に合格していない。そのような状況に現在はある以上、高浜 4 号を動かすことはできないし、高浜 3 号の原子炉起動もできないことになる。

★さらに本来は、原子炉等規制法 43 条 3 項 5 号に照らして、地震が起こった場合の重大事故等対処設備の安全性に関する審査をやり直すべきである。地震によって、クレーン倒壊が起こり、かつ同時に高浜 3・4 号の重大事故が起こった場合の審査自体が行われていないのである。

2017 年 5 月 31 日

避難計画を案ずる関西連絡会